



クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても 解約できる場合があります。


2 大量の商品を買ってしまった場合など → 過量販売解除

対象となる取引類型 (2つの類型)	対象となる場合	解除できる期間
<ul style="list-style-type: none"> ① 訪問販売 ③ 電話勧誘販売 	<p>日常生活において通常必要とされる分量などを著しく超える契約 (例: 独り暮らしの方が半年で布団を10セット購入する)</p> 	<p>契約締結時から 1年以内</p>

3 勧誘の際、事実と異なることを言われた場合など → 契約の取消し

対象となる取引類型 (5つの類型)	対象となる場合	取消しできる期間
<ul style="list-style-type: none"> ① 訪問販売 ③ 電話勧誘販売 ④ 連鎖販売取引 ⑤ 業務提供誘引販売取引 ⑥ 特定継続的役務提供 	<p>事業者が勧誘の際に事実と異なることを言い、または重要な事実を故意に言わなかった場合 (例: 実際には屋根に問題がないのに、「このままでは雨漏りしてしまう」と勧誘し、屋根修理の契約を結ぶ)</p> 	<p>事実と異なることに気付いたときなどから1年以内 または契約締結時から5年以内</p>

4 長期にわたる契約をしている場合 → 中途解約

対象となる取引類型 (2つの類型)	対象となる場合
<ul style="list-style-type: none"> ④ 連鎖販売取引 ⑥ 特定継続的役務提供 	<p>クーリング・オフ期間の経過後は、残りの契約について解除が可能 (一定の違約金が必要な場合があります) (例: 学習塾を退会する場合、まだ受けていない授業の代金については返金を請求できる)</p>

※対象商品・サービスによっては、1～4が適用されないことがあります。

相談したいときは、電話しましょう



い
1

や
8

や
8

消費者ホットライン(局番なし)

お近くの消費生活相談窓口を案内します。
(土日祝日も相談できます。)